資料No.3

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の原案概要

日本スポーツ協会
Japan Sport Association

地域スポーツクラブ育成専門委員会

令和元年6月4日

総合型クラブ登録・認証制度の原案概要　目次

総合型クラブの概要

1．総合型クラブの概要①～④

制度の背景・必要性

2．総合型クラブが公益的な取組を実施するために必要な要素

3．総合型クラブが公益的な取組を実施するために行政・総合型クラブそれぞれに求められる取組

4．登録・認証制度の必要性①～④

スケジュール

5．登録・認証制度創設・運用に向けたスケジュール

制度原案の概要

6．登録・認証制度の原案（規程の体系）

7．「登録」と「認証」のイメージ

　７－１ 登録基準の例（A県の場合）

　７－２ 認証基準

8．登録・認証制度の運用体制図（登録に関する制度）

9．登録申請から登録認定までのフローチャート

10．登録料

11．登録・認証制度の運用に係る経費

制度の効果

12．登録・認証制度がもたらす効果①～②

１．総合型クラブの概要①～③

別紙にて説明のため省略

1．総合型クラブの概要④

〇総合型クラブはスポーツを通じた地域課題の解決にも寄与している
〇しかしながら、行政と連携して取り組んでいるクラブの割合は2割未満（10ページ参照）

総合型クラブは、スポーツを通じた健康増進、子育て支援、学校との連携、障害者スポーツなど特色ある多様な取組を実施。

スポーツを通じた健康増進

- ✓ 地域住民を対象とした健康づくり事業を実施：1,157クラブ
- ✓ 行政から介護予防事業を受託して実施：179クラブ

子育て支援

- ✓ 学童保育や放課後子供教室への指導者の派遣：297クラブ
- ✓ 学童保育や放課後子供教室との協働によるスポーツ教室等の開催：332クラブ
- ✓ 親子が一緒に参加できるスポーツ教室等の開催：958クラブ

学校との連携

- ✓ 学校で運動部活動を実施できない種目について、クラブの活動として実施：392クラブ
- ✓ クラブから学校の運動部活動に外部指導者を派遣：304クラブ
- ✓ クラブから学校の体育の授業に指導者を派遣：241クラブ

障害者スポーツの推進

- ✓ 障害者スポーツと連携した取組：160クラブ

（出典）スポーツ庁「平成27年度総合型地域スポーツクラブに関する活動状況調査」

スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議（平成28年度）」におけるスポーツ庁資料を基に日本スポーツ協会作成

２．総合型クラブが公益的な取組を実施するために必要な要素

１．行政（市町村行政）の総合型クラブへの理解と具体的支援

〇市町村行政が、総合型クラブに対する理解だけにとどまらず、総合型クラブの活動場所の確保や、地域住民へ総合型クラブの広報活動を行うなど、総合型クラブを具体的に支援していること

２．総合型クラブ自らが行う質的充実に向けた取組

〇クラブマネジャー等運営スタッフの配置
〇総合型クラブ自らが現状を把握し改善するための自己点検・評価を実施し、その点数が高いこと

平成29年度スポーツ庁政策調査研究「総合型クラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究」P24～P37
「調査C：地域課題の解決などの公益的な取組を実施するために必要となる要素について」を基に日本スポーツ協会作成

3．総合型クラブが公益的な取組を実施するために行政・総合型クラブそれぞれに求められる取組

総合型クラブから行政への要望事項※1

【参考】創設時の行政との関わり
約6割の総合型クラブは、自治体からの勧めで創設された※2

◆国に対して

○資金援助（toto助成制度の見直し(助成期間の延長等）
○社会的認知度の向上
○行政間の調整（地方行政の総合型クラブへの理解不足に対する指導等）

◆都道府県に対して

○資金援助(減免等含む）
○総合型クラブに対する直接的な指導・助言、情報提供
○行政間の調整（市町村行政の総合型クラブへの理解不足に対する啓発等）

◆市町村に対して

○資金援助（減免等含む）、指定管理・業務委託等の拡充・受託推進
○総合型クラブへの理解
○公共スポーツ施設・学校施設の提供

総合型クラブの自己点検・評価の実施状況

■平成30年度総合型地域スポーツクラブ実態調査(スポーツ庁）

「評価指標・チェックリストを活用して自己点検・評価を行っている」と回答したクラブ

⇨ 17.0%（N＝1,807クラブ）

■平成30年度SC全国ネットワーク調査（日本スポーツ協会）

「持続可能な総合型クラブの推進に向けた取組の指針と評価指標」による自己点検・評価を実施した加入クラブ

⇨ 2,769クラブ中1,058クラブ（38.2%）

行政・総合型クラブそれぞれに求められる取組

■行政側に求められる取組
特に、国と都道府県においては行政間の調整、市町村においては総合型クラブへの理解や施設の提供・減免等

■総合型クラブ側に求められる取組
自己点検・評価を定期的に行い、PDCAサイクルを回すなど経営を意識し、地域課題の解決に貢献する取組等を通じて市町村等行政の信頼を得る

下線部：第2期スポーツ基本計画で示された具体的施策

※1：平成26年度文部科学省委託事業「持続可能な総合型地域スポーツクラブを目指して」（日本体育協会）から抜粋・要約
※2：平成22年度総合型地域スポーツクラブ実態調査（文部科学省）

４．登録・認証制度の必要性①

■クラブとして

・総合型クラブの社会的認知度の向上
・行政における総合型クラブへの理解促進

■日本スポーツ協会として

・「総合型地域スポーツクラブ全国協議会（通称：SC全国ネットワーク）」のガバナンス確立
・新たな地域スポーツ体制の創造に向けた総合型クラブの統括組織の明確化（P11参照）

■第2期スポーツ基本計画

・総合型クラブによる行政と協働した公益的な取組の促進
・総合型クラブの質的充実（PDCAサイクルの定着）

４．登録・認証制度の必要性②（クラブとして）

○総合型クラブの社会的認知度向上の必要性

○都道府県行政、市町村行政における総合型クラブへの理解促進の必要性
（活動場所の確保、施設の提供・減免等）

総合型クラブ登録・認証制度の整備の必要性

※上記2点に対応する登録・認証制度の実施による効果
について21ページに記載

４．登録・認証制度の必要性③（日本スポーツ協会として）

■これまでに策定、公表した方策等（主なもの）における記載内容

〇2013（平成25）年 「21世紀の国民スポーツ推進方策－スポーツ推進2013－」

・総合型クラブ登録制度の創設について検討する必要がある旨を記載

〇2015（平成27）年 「総合型地域スポーツクラブ登録制度に関する基本的な考え方（案）」

・SC全国ネットワークが組織として自立・自律した体制を整備する必要性や、
SC全国ネットワーク関係者の権利と義務を明確化する必要性を記載
・総合型クラブ登録制度創設に向けた取組を記載

〇2018（平成30）年 提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について－ジュニアスポーツを中心として－」

・子どものスポーツ権の保障を第一義に捉え、中学校運動部活動の地域への
移行を見据えながら、スポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動の
三者がそれぞれの強みを生かした新たな地域スポーツ体制を検討する必要性を記載

・将来的に総合型クラブ登録・認証制度とスポーツ少年団登録制度を統合し、「地域スポーツクラブ登録制度」を創設する必要性

総合型クラブ登録・認証制度の整備の必要性

４．登録・認証制度の必要性④（第２期スポーツ基本計画）

○自己財源率が50%以下のクラブが43.5%，PDCAサイクルが定着していないクラブの割合は62.1%（平成27年度現在）

○行政と連携して地域の課題解決に取り組んでいる総合型クラブの割合は18.4%（平成27年度現在）、総合型クラブの認知度は31.4%（平成24年度調査※）

○総合型クラブへの支援については，広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体及びクラブ間ネットワーク等が担っているが，役割分担及び連携体制等について十分に整理されてこなかったため，現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていない

○創設されるクラブ数の減少に伴い，支援の中心が総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援に移行してきている状況も踏まえ，各支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築等を図ることの必要性

総合型クラブ登録・認証制度の整備の必要性

■第2期スポーツ基本計画（平成29年3月文部科学省）

第3章 1.（2）② 総合型地域スポーツクラブの質的充実［具体的施策］

（ア）国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，JSC及び地方公共団体等と連携し，総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し，これに基づき，日体協及び各都道府県体育協会等は，関係団体と連携し，総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成 27 年度現在0→目標 47 都道府県）

「第2期スポーツ基本計画」を基に日本スポーツ協会作成（下線部は本資料用に加工）
※笹川スポーツ財団スポーツライフ・データ2012

5．登録・認証制度創設・運用に向けたスケジュール（令和元年6月4日時点）

取組項目	年度				取組概要（予定）
	2018（H30）	2019（R元）	2020（R2）	2021（R3）	
1. 制度の枠組策定・周知 【スポーツ庁】					・平成31年2月12日付けで策定 ・平成31年2月22日付け文書で都道府県スポーツ主管課長宛通知※ ※当該通知の写しを当協会から都道府県体育・スポーツ協会へ平成31年3月18日付けで通知
2. 制度モデルの検討 【スポーツ庁委託】					・日本スポーツ協会がスポーツ庁委託事業として実施 （平成31年3月28日付でスポーツ庁へ報告書提出）
3. 制度原案の策定 【日本スポーツ協会】		6～7月			・日本スポーツ協会地域スポーツクラブ育成専門委員会にて制度モデルに基づく制度原案（諸規程案）を策定 ・理事会へ報告
4. 制度モデル・制度原案の説明 【日本スポーツ協会、スポーツ庁】					・都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型クラブ連絡協議会への説明※ ※都道府県行政へはスポーツ庁からの説明を要請
5. 制度の策定 【日本スポーツ協会】		2月下旬～ 3月上旬			・総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）総会にて諸規程案の承認（規約の改定決議） ・日本スポーツ協会会議（理事会等）にて諸規程案の承認
6. 中間支援組織の検討 【日本スポーツ協会】					・中間支援組織の検討 ・都道府県行政等による中間支援組織への支援が行われるようスポーツ庁に要請
7. 都道府県版制度の策定 【都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型クラブ連絡協議会】					・都道府県総合型クラブ連絡協議会にて諸規程案の承認（規約の改定決議） ・都道府県体育・スポーツ協会理事会等にて諸規程案の承認
8. 制度の運用開始				4月～	・5. 及び7. で承認された諸規程に基づくSC全国ネットワーク及び都道府県総合型クラブ連絡協議会における会議の運営や各種事務手続き等※の開始 ※各クラブからの登録申請受付⇒審査⇒認定⇒登録料収受…等

留意事項：本スケジュールは、登録・認証制度のうち「登録に関する制度」に限ったものである（「認証に関する制度」は、関係する諸規程の原案策定時期が未定のため）。

6．登録・認証制度の原案（規程の体系）

7．「登録」と「認証」のイメージ　※基本規程（案）、登録規程（案）、登録基準細則（案）を基に作成

≪凡例≫
・基本規程（案）：基本
・登録規程（案）：登録
・登録基準細則（案）：基準

【基本6条】
認証※
登録済クラブに対する

- 介護予防タイプ認証
- △△タイプ認証
- □□タイプ認証
- ●●タイプ認証
- ▲▲タイプ認証
- ■■タイプ認証

【基本5条】
登録

- 各都道府県協議会独自基準【基準4条】
- 基本基準【基準2条】
  - 各都道府県協議会独自運用ルール【基準3条】
  - 必ず満たすべき運用ルール【基準3条】

「基本基準」に加え、
都道府県協議会が任意で追加できる

「必ず満たすべき運用ルール」に加え、
都道府県協議会が任意で追加できる

全国統一のルール

【認証】
認証とは、当該クラブが登録手続きを完了した後に、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じた認定証を当該クラブに対し発行する。
※登録したクラブが自らの希望により申請することを可能とするもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできる。

【登録】
登録とは、総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続きとする。

7－1　登録基準の例（Ａ県の場合）　※登録基準細則（案）第3条・第4条を基に作成

点線枠内下線部が、A県が追加した登録基準です。具体的には、「基本基準」の（1）の②に「県協議会独自運用ルール」を1つ追加したほか、「基本基準」に加え「県協議会独自基準」を1つ設定しています。

	分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール A県協議会独自運用ルール
基本基準	（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
		②多世代（複数世代）を対象としている。	・0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）の3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。 ・A世代、B世代、C世代の3世代又はいずれか2世代の会員が交流できるイベントを年に1回以上、継続して開催している。
		③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
		④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
	（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6
	（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
		⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

A県協議会独自基準	（1）活動実態に関する基準	ア）活動拠点が確保されている。	・定期的に活動する場所を確保している。

※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベント毎の参加費等は含まない）。
　ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：特別区は市町村に準ずる。
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7：規約・会則・定款等を指す。

７－２　認証基準

タイプ別の設定を含め、今後検討

8．登録・認証制度の運用体制図（登録に関する制度）

※各規程案を基に図式化
※認証に関する制度の運用体制は今後検討

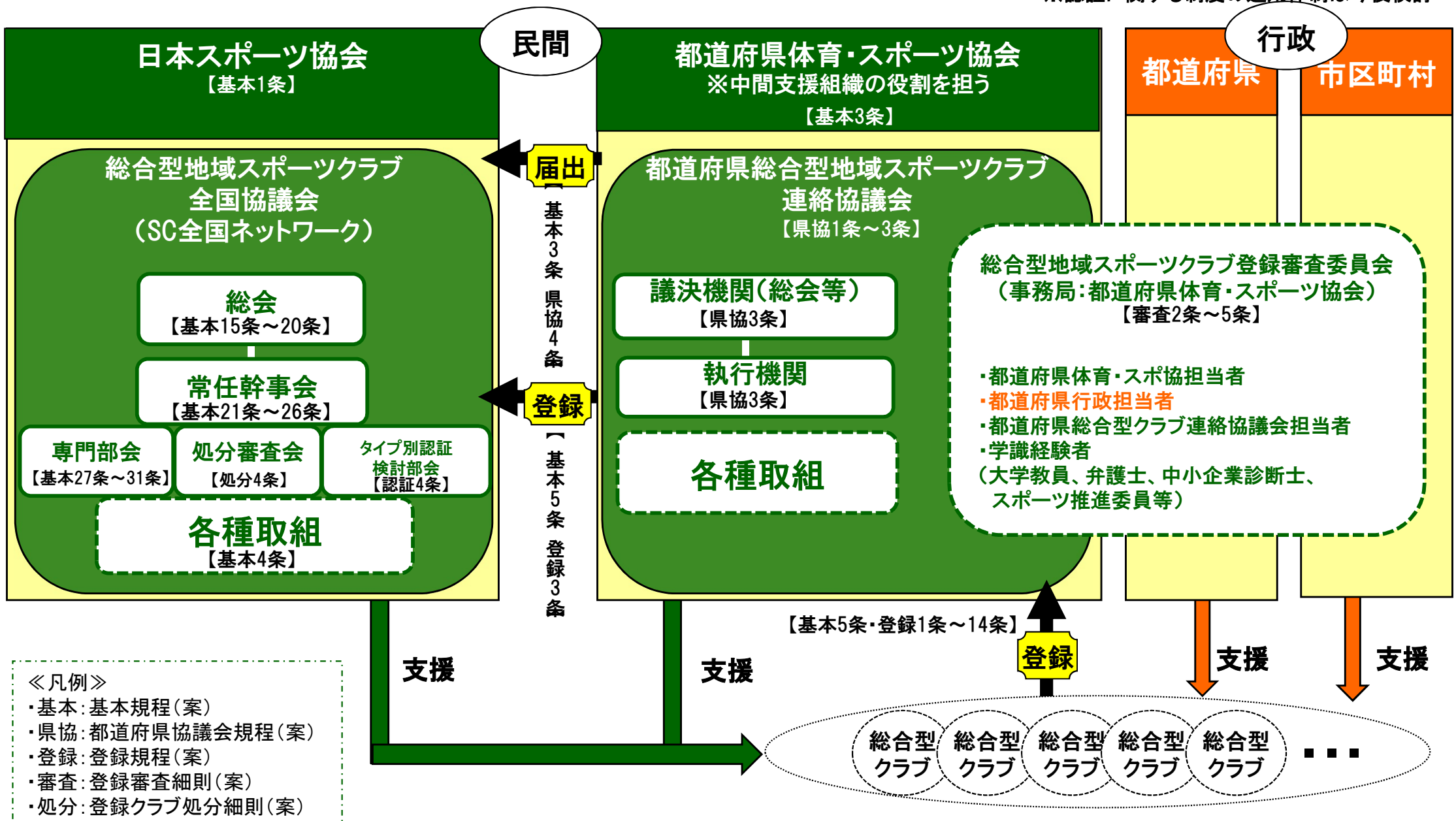

＜参考＞現状のＳＣ全国ネットワーク体制図

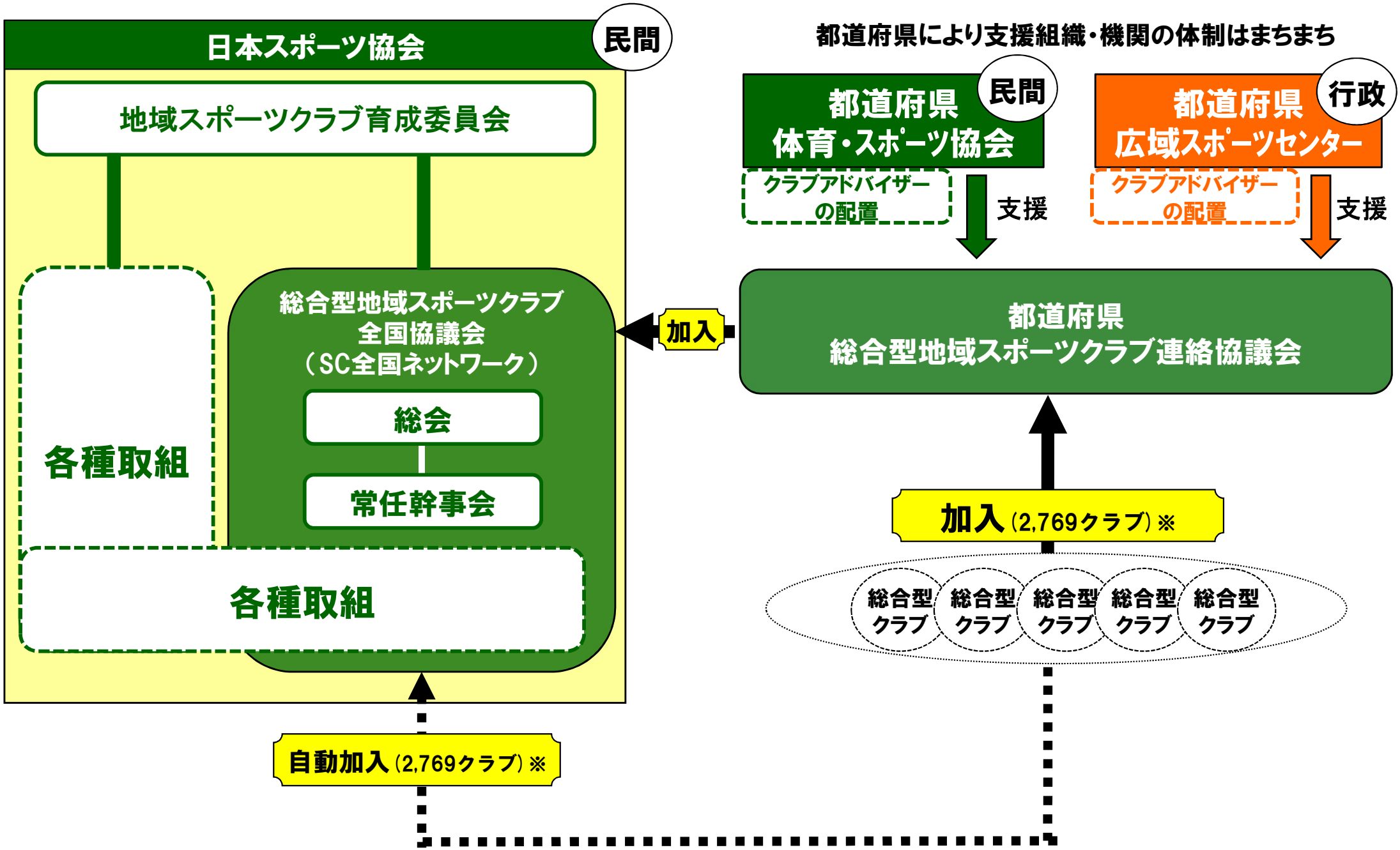

※平成30（2018）年8月末現在

9．登録申請から登録認定までのフローチャート

※登録審査細則（案）、登録認定細則（案）を基に図式化
※認証に関する制度のフローチャートは今後検討

・登録有効期間：　登録決定を受けた日から年度末まで【登録6条】
・登録・更新：年度ごと【登録7条】

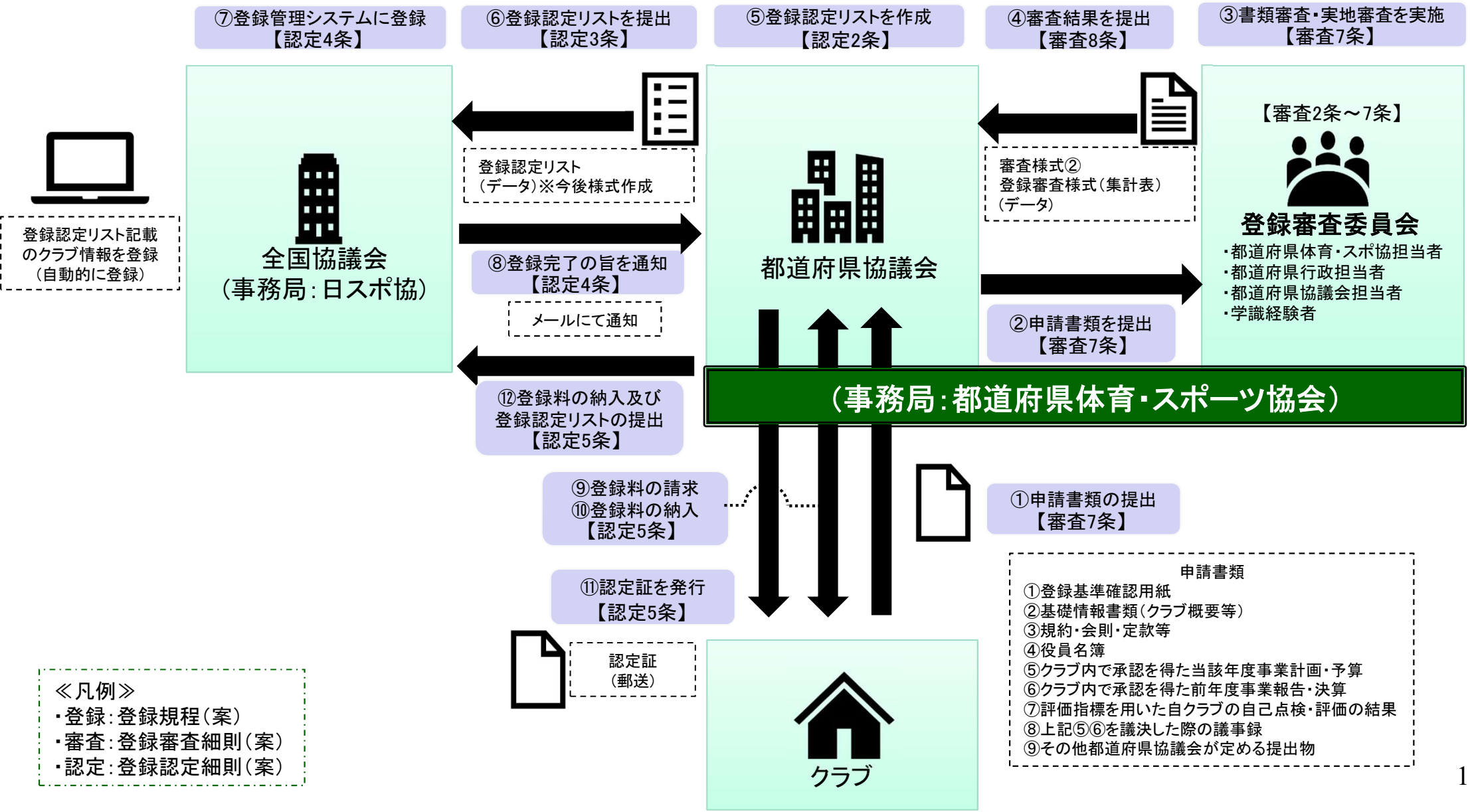

１０．登録・認証制度に係る登録料

■平成30年度のモデル事業の結果（スポーツ庁委託「総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた支援推進事業」）

○都道府県協議会が徴収している既存の加入料等を登録料の名目に振り替えるとともに、必要に応じて、全国協議会及び都道府県協議会が制度の運用に要する経費を登録料として徴収することができるよう取り組む必要があると考えられる。
○将来的には会員個人から登録料を徴収することが望ましいと考えられる。

【スポーツ庁委託「総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた支援推進事業」報告書P140から抜粋】

■制度の原案

【登録規程第11条】
　登録クラブは、都道府県協議会及び全国協議会それぞれが定める登録料を納めるものとする。
2. 前項に定める全国協議会の登録料は1クラブにつき5,000円とする。
3. 都道府県協議会は、都道府県協議会登録規程において登録料の徴収について定めるものとする。

当該登録料とは、既に当該都道府県協議会が徴収している加入料等を含むものとする。

１１．登録・認証制度の運用に係る経費

■平成29年度の調査結果（スポーツ庁委託「総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度等の制度整備に関する調査研究」）

制度の運用に係る具体的な経費の算出はできないものの、制度の運用主体（都道府県体育・スポーツ協会）が全ての経費を負担することは極めて困難であることから、都道府県行政を始めとした公的機関により必要な経費が賄われることが重要であると考えられる。

■平成30年度のモデル事業の結果（スポーツ庁委託「総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた支援推進事業」）

○「登録に関する制度」の整備に要する経費の想定

・制度の導入に要する経費（1都道府県当たり）	625,000円～3,727,800円
・制度の運用に要する経費（登録審査に要する1クラブ当たりの人件費）	96,900円～124,000円 ※このうち実地審査に要する経費は39,700円～53,300円

○都道府県体育・スポーツ協会に対する都道府県行政からの支援の必要性

○中間支援組織は、都道府県体育・スポーツ協会が、都道府県総合型クラブ連絡協議会と連携して担うことが合理的

■日本スポーツ協会の取組

○第2期スポーツ基本計画では、「国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，JSC及び地方公共団体等と連携し，広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。」と示されている。

○日本スポーツ協会としては、支援体制の再構築にあたり、登録・認証制度の運用の担い手として想定している中間支援組織に対する支援が行政から具体的になされるよう、スポーツ庁へ要請していく。

１２．登録・認証制度がもたらす効果①

■総合型クラブへの効果

行政における総合型クラブの認知度が向上することにより、行政が地域住民へ総合型クラブを広報することにつながること等の期待

■地域住民への効果

総合型クラブが見つけやすくなることや総合型クラブに対する安心感の醸成等の期待

■公的機関・関係機関への効果

行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続されることや行政内のスポーツ担当以外の部局とも情報共有が可能になること等の期待

平成30年度スポーツ庁スポーツ活動支援事業「総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業」から抜粋・要約

１２．登録・認証制度がもたらす効果②（好循環イメージ）

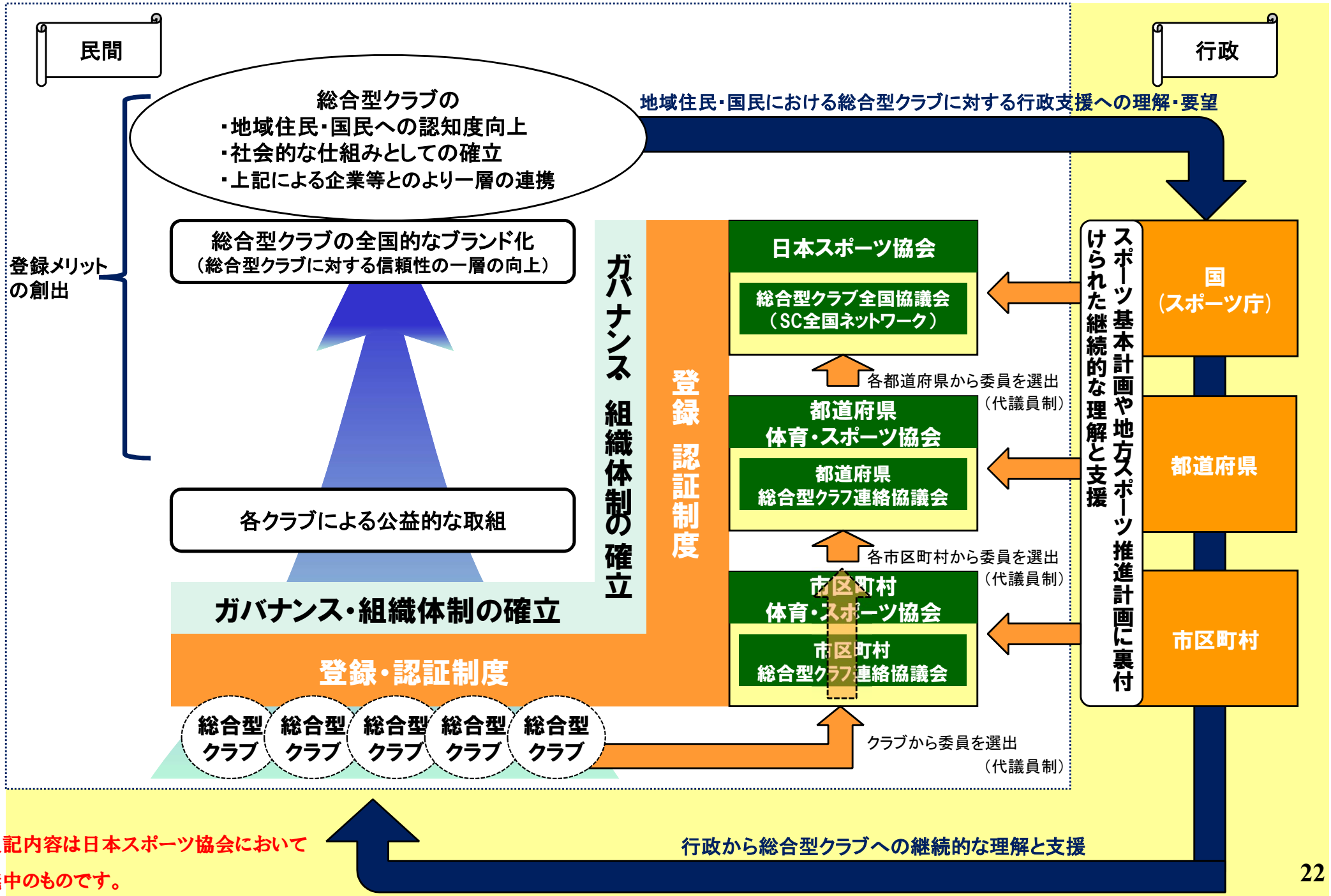

（注意）上記内容は日本スポーツ協会において検討協議中のものです。